

① 議会の使命を達成するための行政の対応について

私共議員においては、議会が持つ2つの使命、すなわち「具体的な政策の最終決定」と「行財政運営の批判と監視」を、完全に達成できるよう議会の一員として、その職責を果たすべく日々努力しているところでございます。その上で議会における一般質問の資料、議案審査に必要とする資料など、どうしても行政が持つ資料の情報を必要とする場合があります、現状多くの情報は、ホームページなどを通じて公開されていますが、それ以外の情報については、基本的には、長与町情報公開条例に基づき、所定の手続きによって、情報を求めることになっていると思っております。そこで、次の事項について質問いたします。最初に行政資料請求の取扱いにかかる事項、次に、地方自治法第100条第19項によって、設置が義務付けられている議会図書室の整備について、また関連して議員質疑に対する反問に関することについて。

- (1) 求められる情報の内容が、議会、委員会などで仮に同様の質問を受けたと想定した時、即座に回答できるような内容のもの、また、開示請求を受けて問題なく回答できるようなものについては、所定の手続きを経ることなく、所管の窓口で回答するなどの対応ができないか伺う。
- (2) 法に基づく縦覧手続きにおいて、縦覧に供される資料の取扱いについては、資料の書き写しは認めるが、コピー等は認められないとなっている、事務の簡素化等考慮すれば改善が必要と思うがどうか伺う。
- (3) 議員の調査研究に資するために設置されている、本町の議会図書室の現状はその機能を有していないと考えるが、改善できないか伺う。
- (4) 議会基本条例において、議員と町長等の健全な緊張関係の保持に努めなければならないとしたうえで、議員の質疑、質問に対して反問することができるとしている、現状は、ほとんど反問権が行使されることなく、本会議、委員会での質疑、答弁が行われていると考えるが、その要因についてどう考えられるか伺いたい。

② マイナンバーカード普及における町のメリットについて

ホームページの中で、個人番号カードは、本人確認のための身分証明書として利用できるほか、e-Taxをはじめとした各種行政手続のオンライン申請を行うことができます。というような案内がされておりますが、なかなか普及しない現状を見れば、住民が必要を感じていないのかなと思っております、普及促進に努めていくとするならば、町が受けるメリット、恩恵、利点などを住民に示して協力を願うべきと考えるが、どう思われるか伺う。